

新旧対照表

改正案	現 行
<p>(個人の均等割額の税率の軽減)</p> <p>第25条 次の各号に掲げる者のいずれかに該当する納税義務者に対して課する均等割の額は、前条第1項の額からそれぞれ当該各号に掲げる額を減額したものとする。ただし、<u>第2号</u>に掲げる者に該当する納税義務者にあつては、<u>同号</u>の規定により計算した減額すべき額が600円を超える場合においては600円とする。</p> <p>(1) 均等割を納付する義務がある<u>同一生計配偶者</u>又は扶養親族 600円</p> <p>(2) 前号に掲げる<u>同一生計配偶者</u>又は扶養親族を2人以上有する者 当該<u>同一生計配偶者</u>又は扶養親族1人につき 150円</p>	<p>(個人の均等割額の税率の軽減)</p> <p>第25条 次の各号に掲げる者のいずれかに該当する納税義務者に対して課する均等割の額は、前条第1項の額からそれぞれ当該各号に掲げる額を減額したものとする。ただし<u>第2号</u>に掲げる者に該当する納税義務者にあつては<u>同号</u>の規定により計算した減額すべき額が600円を超える場合においては600円とする。</p> <p>(1) 均等割を納付する義務がある<u>控除対象配偶者</u>又は扶養親族 600円</p> <p>(2) 前号に掲げる<u>控除対象配偶者</u>又は扶養親族を2人以上有する者 当該<u>控除対象配偶者</u>又は扶養親族1人につき 150円</p>
<p>(個人の市民税の所得割の非課税の範囲等)</p> <p>第4条の4 当分の間、市民税の所得割を課すべき者のうち、その者の前年の所得について第26条の規定により算定した総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が、35万円にその者の<u>生計同一配偶者</u>及び扶養親族の数に1を加えた数を乗じて得た金額(その者が<u>生計同一配偶者</u>又は扶養親族を有する場合には、当該金額に32万円を加算した金額)以下である者に対しては、第16条第1項の規定にかかわらず、市民税の所得割(分離課税に係る所得割</p>	<p>(個人の市民税の所得割の非課税の範囲等)</p> <p>第4条の4 当分の間、市民税の所得割を課すべき者のうち、その者の前年の所得について第26条の規定により算定した総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が、35万円にその者の<u>控除対象配偶者</u>及び扶養親族の数に1を加えた数を乗じて得た金額(その者が<u>控除対象配偶者</u>又は扶養親族を有する場合には、当該金額に32万円を加算した金額)以下である者に対しては、第16条第1項の規定にかかわらず、市民税の所得割(分離課税に係る所得割</p>

改正案	現 行
を除く。)を課さない。	を除く。)を課さない。
2 略	2 略
3 略	3 略
(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)	(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)
第8条の2 略	第8条の2 略
2 略	2 略
3 略	3 略
4 略	4 略
5 略	5 略
6 略	6 略
7 略	7 略
8 略	8 略
9 略	9 略
10 略	10 略
11 略	11 略
12 略	12 略
13 <u>法附則第15条第45項（固定資産税に関する部分に限る。）に規定する市の条例で定める割合は、3分の2とする。</u>	13 <u>法附則第15条の8第4項に規定する市の条例で定める割合は、3分の2とする。</u>
14 <u>法附則第15条の8第4項に規定する市の条例で定める割合は、3分の2とする。</u> <u>（法附則第15条第45項の条例で定める割合）</u>	
第13条の5 <u>法附則第15条第45項（都市計画税に関する部分に限る。）に規定する市の条例で定める割合は、3分の2とする。</u>	